



八兵衛の歴史と歩む

水土里ネット 雲出井

第 19 号

発行日 平成 29 年 4 月 20 日
発行者 雲出井土地改良区
住 所 津市高茶屋小森町
電 話 059-235-0536

◆◆◆ 土地改良施設維持管理適正化事業 ◆◆◆

公的補助を受け老朽化した施設の補修を行い、施設の機能保持と耐用年数の確保を目的に実施しました



サイホン入ロスクリーン据付（戸木町）



三の坎完成写真（元町）



分水（揚溝・高郷井）完成写真（高茶屋）

- 工事名 雲出井幹線水路 ゲート改修工事
- 請負業者 宇野重工株式会社（松阪市）
- 総事業費 26,388,720 円
負担金は総事業費の約 15%を 5 年間で支払う
- 事業内容 ゲート 14 か所のオーバーホール、点検、塗装等



各地区の取水予定日は以下の通りです

地 区 名		月 日
雲出・高茶屋・藤水		4 月 20 日
戸 木		4 月 25 日
小戸木	東 早植え地区	4 月 30 日
	南 遅植え地区	5 月 28 日
木 造		4 月 26 日
新 家	中野・一号用水	4 月 29 日
	二号用水	5 月 5 日
	大井水路	5 月 27 日
川方・牧		5 月 10 日
元 町	西浦川田	5 月 19 日
	地蔵前・本村橋	6 月 5 日

節水にご協力下さい !!

水は限りある資源です。節水にご協力いただき、円滑な通水ができるようご協力お願いします。

「維持管理計画書」見直しのお知らせ

当改良区の維持管理計画書は、現在、昭和 26 年 3 月 10 日に三重県の認可を受け、事業開始から 66 年間が経過し、この間、管理計画書の認可変更による見直しは 36 年前（昭和 56 年 8 月 22 日変更認可）の 1 回のみであります。

このような状況のなか、昨年度、三重県団体検査室により指摘を受け、今回、取水量及び区域面積等の変更に伴う計画書の見直し変更を行うものであります。

なお、三重県へ申請する計画変更認可の必要書類として皆様方の組合員同意が必要となることから、後日、申請書類が整い次第ご連絡をさせていただきますので、組合員の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

第 67 回 通常総代会 理事長挨拶



理事長 木下 榮雄

第 67 回通常総代会を開催いたしましたところ、総代各位におかれましては
休日で公私とも大変ご多忙の中を万障お繰り合わせの上ご出席いただきまして
誠にありがとうございました。

皆様ご存じのとおり、農業を取り巻く環境は相変わらず厳しい状況にあります
が、雲出井の開祖西島八兵衛翁の功績と、先人達が血と汗を流し永々と守り続けたその遺産ともいえる農
業用施設を善良に維持管理し、後世に遺していくことが私達の責務と考えております。

今後とも、組合員の皆様の一層のご理解ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

第 67 回通常総代会提出議案

日時 平成 29 年 3 月 11 日(土) 10 : 00～
場所 津市雲出長常町「くもづホテル」

- | | |
|----------|---|
| 議案第 1 号 | 平成 27 年度事業報告の承認について |
| 議案第 2 号 | 平成 27 年度一般会計収支決算の承認について |
| 議案第 3 号 | 平成 27 年度土地改良事業積立金特別会計収支決算の承認について |
| 議案第 4 号 | 平成 27 年度農地転用決済金積立金特別会計収支決算の承認について |
| 議案第 5 号 | 平成 27 年度維持管理積立金特別会計収支決算の承認について |
| 議案第 6 号 | 平成 27 年度職員退職給与積立金特別会計収支決算の承認について |
| 議案第 7 号 | 平成 27 年度財産目録の承認について |
| 議案第 8 号 | 平成 28 年度一般会計収支補正予算の承認について |
| 議案第 9 号 | 雲出井土地改良区 規約の一部変更議決について |
| 議案第 10 号 | 雲出井土地改良区 地区除外等処理規程の一部変更議決について |
| 議案第 11 号 | 雲出井土地改良区 個人情報保護に関する規程の制定について (※) |
| 議案第 12 号 | 雲出井土地改良区 特定個人情報保護に関する規程の制定について (※) |
| 議案第 13 号 | 雲出井土地改良区 会計細則の全面改正議決について |
| 議案第 14 号 | 平成 29 年度事業計画の議決について |
| 議案第 15 号 | 平成 29 年度一般会計収支予算の議決について |
| 議案第 16 号 | 平成 29 年度土地改良事業特別会計収支予算の議決について |
| 議案第 17 号 | 平成 29 年度農地転用決済金積立金特別会計収支予算の議決について |
| 議案第 18 号 | 平成 29 年度維持管理積立金特別会計収支予算の議決について |
| 議案第 19 号 | 平成 29 年度職員退職給与積立金特別会計収支予算の議決について |
| 議案第 20 号 | 平成 29 年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について |
| 議案第 21 号 | 農地転用決済金の金額の議決について |
| 議案第 22 号 | 平成 29 年度金銭預入先金融機関の議決について |
| 議案第 23 号 | 平成 29 年度役員等の報酬及び費用弁償の議決について |



現在総代総数 48 名中、44 名が出席し、第 67 回通常総代会
が「くもづホテル」会議室にて盛大に開催されました。

木下理事長の挨拶の後、議長に津市雲出長常町の北村尚敏
総代を選任し、議事に入りました。

上程された議案は 23 議案で、いずれも原案どおり可決、承
認されました。

(※) また、今回の総代会で個人情報保護に関する規程を制
定しました。組合員の皆様の個人情報につきましては、これ
まで同様、法令を遵守し厳重に取扱うことを確認しました。

財 産 目 録

平成 28 年 5 月 31 日現在（単位：円）

摘 要				金 額		
資 産				156, 500, 432		
	流動資産			118, 877, 456		
		現金及び預金 未収入金			2, 817, 381	
			1. 現金及び預金 2. 未収賦課金	2, 719, 589 97, 792		
		特定資産			115, 794, 075	
			1. 土地改良事業特別積立金 2. 農地転用決済金積立金 3. 維持管理積立金 4. 職員退職給与積立金	37, 815, 893 35, 729, 899 35, 058, 382 7, 189, 901		
			基本財産			266, 000
				1. 農林中央金庫出資金 2. 三重中央農協出資金	260, 000 6, 000	
		固定資産			37, 622, 976	
			1. 土 地 2. 建 物 事務所・倉庫・物置 3. 機械器具 一式 4. 備 品 一式	21, 384, 962 11, 454, 246 3, 026, 510 1, 757, 258		
負 債	各種積立金（土地改良事業、農転決済金、維持管理、職員退職給与）			115, 794, 075		

平成 29 年度 主要事業計画

4 月 通水前の水路清掃
 西島八兵衛翁記念祭（協賛）、取水開始
 理事会、雲出井土地改良区報発送
5 月 経常賦課金賦課徴収（納期：5/22）
6 月 監事会（決算監査）、理事会
7 月 草刈り清掃（夏期停水 6/30～7/1 予定）
8 月 理事会

9 月 取水終了、施設点検
10 月 理事会、各種研修会参加
11 月 未収賦課金督促整理
12 月 理事会
 H30. **1 月** 予算書（案）作成
2 月 監事会（中間監査）、理事会
3 月 通常総代会

平成 29 年度 一般会計収支予算書

収入の部

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 組合費	9,782	9,792		10
2. 財産収入	10	10		
3. 繰入金	6,489	5,370	1,119	
4. 使用料	271	3,829		3,558
5. 補助金	1,448	1,339	109	
6. 受託費	895	895		
7. 雑収入	115	120		5
8. 繰越金	2,000	2,719		719
収入合計	21,010	24,074	▲ 3,064	

支出の部

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	
			増	減
1. 事務費	11,025	10,755	270	
2. 事務所費	305	305		
3. 維持管理費	6,804	5,655	1,149	
4. 負担金	1,350	1,850		500
5. 補助金	20	20		
6. 諸 費	477	791		314
7. 財産費	729	4,398		3,669
8. 予備費	300	300		
支出合計	21,010	24,074	▲ 3,064	

組合員の皆様へ!!

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

相続・贈与・経営移譲等

農地の売買・交換・賃借等があった場合

住所の変更をする場合

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地(道路・河川・公園等)へ
転用する場合

「組合員資格得喪通知書」を
提出して下さい

当改良区の台帳は、他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても通知されず更新できません。
直接、届出いただかないと台帳等の変更ができないため賦課金は従来の組合員に賦課されますのでご注意ください。

「組合員資格得喪通知書」は当改良区にあります。ご連絡いただきましたら、郵送もいたします。

「農地転用等の通知書」等を
提出し、必要な決済を行って下さい

農地転用や公共事業による買収で、地区除外される場合は「決済金」の納付が必要となります。
「決済金」は、残存農地が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程により、施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

「農地転用等の通知書」等は当改良区にあります。ご連絡いただきましたら、郵送もいたします。

※ 組合員資格の異動や農地転用(地区除外)の届けは、土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

土地改良区の概要

◇ 受益面積 489.2 ha

◇ 組合員数 974 名

平成 29 年 4 月 1 日現在

平成 29 年度 決済金額

転 用 目 的	決 済 金
畑地に転用する場合	1㎡当り 10 円
本人が農地以外に用いる場合 で利益を伴わないもの	1㎡当り 10 円
農地以外に用いる場合	1㎡当り 100 円

お問合せは、雲出井土地改良区 事務局へ TEL 059-235-0536 へ